

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

## ○船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

昭和60年3月30日

規則第16号

改正 昭和60年9月30日規則第58号

昭和62年3月31日規則第21号

昭和63年12月10日規則第43号

平成2年3月31日規則第18号

平成2年11月29日規則第47号

平成4年6月20日規則第63号

平成5年5月27日規則第51号

平成6年3月31日規則第23号

平成6年9月12日規則第53号

平成8年7月12日規則第49号

平成9年3月11日規則第3号

平成9年5月15日規則第40号

平成10年7月17日規則第76号

平成11年6月30日規則第45号

平成11年12月21日規則第65号

平成12年3月31日規則第49号

平成12年6月30日規則第85号

平成14年3月29日規則第23号

平成14年5月31日規則第45号

平成15年3月31日規則第45号

平成15年4月28日規則第117号

平成16年5月31日規則第80号

平成17年9月30日規則第77号

平成18年9月29日規則第104号

平成20年3月31日規則第4号

平成20年12月9日規則第94号

平成24年1月30日規則第2号

平成24年3月30日規則第38号

平成24年7月31日規則第152号

平成25年3月29日規則第49号

平成26年7月8日規則第80号

平成27年12月28日規則第154号

平成28年3月30日規則第13号

平成29年3月31日規則第38号

平成30年8月31日規則第85号

令和2年8月25日規則第98号

令和3年3月31日規則第40号

令和3年9月30日規則第93号

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

(平12規則49・平18規則104・改称)

(目的)

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第1条 この規則は、身体障害者及び身体障害児、知的障害者、精神障害者並びに難病患者等（以下「障害者等」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定により障害者等日常生活用具費（以下「日常生活用具費」という。）を支給することにより、日常生活の利便を図り、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（平18規則104・全改、平25規則49・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者をいう。
- (2) 身体障害児 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者をいう。
- (3) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者をいう。
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）をいう。
- (5) 難病患者等 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
- (6) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。
- (7) 日常生活用具 法第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定めるもののうち別表第1から別表第4まで（以下「別表」という。）に定めるものをいう。

（平12規則49・平17規則77・平18規則104・平25規則49・一部改正）

（支給の要件）

第3条 日常生活用具費の支給を受けることができる者は、次のいずれにも該当する障害者等（身体障害児並びに18歳未満の知的障害者、精神障害者及び難病患者等（以下「身体障害児等」という。）を除く。）及び身体障害児等の保護者とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 居住地に関する要件 次のいずれかに該当すること。
  - ア 障害者等（身体障害児等を除く。）又は身体障害児等の保護者が市内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地）を有すること。ただし、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した当該特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が他の市町村（特別区を含む。）の区域内であるものを除く。
  - イ 障害者等（身体障害児等を除く。）が市内に居住地特例地を有すること。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、次に定める要件を満たしていること。
  - ア 別表第1の適用を受ける者 在宅の身体障害者であつて同表に定める受給資格を

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

満たしていること。

イ 別表第2の適用を受ける者 在宅の身体障害児、知的障害者又は精神障害者であつて同表に定める支給資格を満たしていること。

ウ 別表第3の適用を受ける者 障害者等（難病患者等又は在宅の身体障害者、身体障害児、知的障害者若しくは精神障害者を除く。）であつて同表に定める支給資格を満たしていること。

エ 別表第4の適用を受ける者 在宅の難病患者等であつて同表に定める支給資格を満たしていること。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具貸与、同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給、同法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費の支給、同法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費の支給及び同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けることのできる者については、同種の日常生活用具費は、支給しない。

（平18規則104・全改、平25規則49・平26規則80・平29規則38・平30規則85・一部改正）

（支給の申請等）

第4条 日常生活用具費の支給を受けようとする者は、船橋市障害者等日常生活用具費支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 次条第1項第2号イに規定する支給年度に係る同号に規定する市町村民税の課税状況を示す書類

(2) 当該申請に係る障害者等の属する世帯の構成及び当該障害者等の年齢を示す書類

(3) その他市長が必要があると認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を船橋市障害者等日常生活用具費支給可否決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、支給することと決定したときは、日常生活用具費支給券（第3号様式）を併せて交付する。

（平12規則49・平15規則45・平18規則104・平20規則94・平24規則2・平24規則38・平25規則49・平30規則85・令2規則98・令3規則40・一部改正）

（支給額）

第5条 市長は、前条第2項の規定による日常生活用具費を支給する旨の決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を日常生活用具費として支給する。

(1) 同一の月に利用した事業について、別表に定める額（その額が現に日常生活用具の購入に要した費用（以下「購入費」という。）の額を超えるときは、当該購入費の額）を合計した額

(2) 次のアからウまでに掲げる支給決定障害者等の属する世帯（当該支給決定障害者等が身体障害児等の保護者以外の者である場合にあつては、当該支給決定障害者等及びその配偶者に限る。以下「支給決定世帯」という。）の区分に応じ、当該アからウまでに定める額（当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

ア イ及びウに掲げる支給決定世帯以外の支給決定世帯 37,200円

イ 支給事由の生じた月の属する年度（支給事由の生じた月が4月から6月までのときは、前年度。以下「支給年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が非課税の支給決定世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者の属する支給決定世帯 0円

ウ 支給年度分の市町村民税のうち地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割が課税される支給決定世帯であって、同項第2号に規定する所得割の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第26条の2に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が0円以下であるもの 0円

2 前項第2号に規定する所得割の額を算定する場合には、省令第26条の3に定める算定方法によるものとする。

（平24規則38・全改、平24規則152・平25規則49・平26規則80・平29規則38・平30規則85・令2規則98・令3規則40・一部改正）

（特定の種目における日常生活用具費支給券の交付の特例）

第5条の2 市長は、別表第1から別表第3までにおいて基準額が月額で定められている種目に係る支給決定障害者等に対しては、第4条の規定にかかわらず、毎年9月1日時点の市町村民税の課税状況を確認し、日常生活用具費支給券を交付することができる。

（令3規則40・追加）

（利用者負担額の減免等）

第6条 市長は、支給決定障害者等が災害その他の特別な事情により、第5条第1項第2号に掲げる額（以下「利用者負担額」という。）を負担することが困難であると認める場合は、1月につき、当該利用者負担額から、当該利用者負担額に別に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額を、同条の規定による支給の額に加えて日常生活用具費として支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする者は、船橋市障害者等日常生活用具利用者負担額減免申請書（第4号様式）に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を船橋市障害者等日常生活用具利用者負担額減免可否決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するとともに、支給することと決定したときは、別に定めるところにより日常生活用具費支給券を併せて交付するものとする。

（平24規則2・追加、平24規則38・平24規則152・令3規則40・一部改正）

（支給の請求）

第7条 支給決定障害者等（前条第3項の規定による日常生活用具費を支給する旨の決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、日常生活用具を販売する者（以下「事業者」という。）との間で日常生活用具の購入について契約を締結し、当該日常生活用具の購入に係る費用を支払った場合に日常生活用具費の支給を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、同項の契約により事業者購入費の支払をしたことを証する書類を添えて、船橋市障害者等日常生活用具費支給請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（平18規則104・全改、平24規則2・旧第6条繰下・一部改正）

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

### (支給方法の特例)

第8条 事業者は、市長に申し、かつ、市長の承諾を受けた場合に限り、支給決定障害者等に代わって日常生活用具費の請求及び受領（以下「代理受領」という。）をすることができる。

2 前項の規定による申出は、船橋市障害者等日常生活用具費代理受領申出書（第7号様式）により行わなければならない。

3 市長は、第1項の申出があったときは、その内容を審査し、諾否を決定し、その旨を船橋市障害者等日常生活用具費代理受領承諾・不承諾決定通知書（第8号様式）により、当該申出をした者に通知するものとする。

4 市長は、第5条第1項及び第6条第1項並びに前条第2項の規定にかかわらず、支給決定障害者等が前項の規定により代理受領の承諾を受けた事業者（以下「代理受領事務取扱事業者」という。）に対し、委任状（第9号様式）により代理受領を委任したときは、当該支給決定障害者等に係る日常生活用具費として支給すべき限度において、当該支給決定障害者等に代えて、当該代理受領事務取扱事業者に支払うことができる。この場合において、支給決定障害者等は、当該代理受領事務取扱事業者に対し、利用者負担額を支払い、かつ、日常生活用具費支給券を提出しなければならない。

5 前項前段の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に日常生活用具費の支給があったものとみなす。

6 代理受領事務取扱事業者は、支給決定障害者等から利用者負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者等に領収書を交付しなければならない。

7 代理受領事務取扱事業者は、代理受領の方法により日常生活用具費の請求をしようとするときは、船橋市障害者等日常生活用具費代理受領に係る請求書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 委任状

(2) 日常生活用具費支給券

(平18規則104・全改、平20規則4・一部改正、平24規則2・旧第7条繰下・一部改正、平24規則38・平24規則152・一部改正)

### (再支給の制限)

第9条 日常生活用具費の支給を受けた者については、別表に定める耐用年数を経過し、かつ、再度支給することが合理的であると認められる場合を除き、同種の日常生活用具費を支給しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平15規則45・旧第7条繰下・一部改正、平16規則80・平18規則104・一部改正、平24規則2・旧第8条繰下)

### (目的外使用の禁止)

第10条 日常生活用具費の支給を受けた者は、当該支給に係る日常生活用具を給付目的以外に使用してはならない。

(平15規則45・旧第8条繰下、平18規則104・一部改正、平24規則2・旧第9条繰下)

### (返還)

第11条 偽りその他不正の手段により日常生活用具費の支給を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、市長は、それらの者に対し、当該日常生活用具費として支給した額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(平15規則45・旧第9条繰下、平18規則104・一部改正、平24規則2・旧第10条繰下)

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平20規則94・追加、平24規則2・旧第11条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。  
(船橋市重度身体障害者日常生活用具の貸与等に関する規則の廃止)
- 2 船橋市重度身体障害者日常生活用具の貸与等に関する規則(昭和55年船橋市規則第64号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 船橋市重度身体障害者日常生活用具の貸与等に関する規則の規定により貸与又は給付を受けた日常生活用具は、この規則の規定により給付を受けたものとみなす。  
(支給の制限)
- 4 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について(平成23年9月29日付け消防予第366号)に基づく聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業により火災警報器の無償給付を受けた者については、当該火災警報器が別表に定める火災警報器の耐用年数を経過した場合を除き、火災警報器に係る日常生活用具費を支給しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平24規則38・追加)

附 則(昭和60年9月30日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第21号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月10日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第18号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年11月29日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年6月20日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年5月27日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。  
(船橋市聴覚障害者等ファクシミリ設置費用の助成に関する規則の廃止)
- 2 船橋市聴覚障害者等ファクシミリ設置費用の助成に関する規則(平成4年船橋市規則第76号)は、廃止する。  
附 則(平成6年9月12日規則第53号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成8年7月12日規則第49号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成9年3月11日規則第3号)

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月15日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月17日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年6月30日規則第45号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第49号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日規則第85号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月31日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第45号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月28日規則第117号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年5月31日規則第80号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に盲人用テープレコーダー又はテープレコーダーの給付を受けている者は、当該給付を受けた日から2年を経過するまでの間においては、視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付を受けることができない。

附 則（平成17年9月30日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第104号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第3号様式の交付を受けている者に係る改正後の第3号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年12月9日規則第94号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則 (平成24年1月30日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成24年3月30日規則第38号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月31日規則第152号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則第5条第2項の規定は、平成24年7月1日以後の申請に係る日常生活用具費について適用する。

附 則 (平成25年3月29日規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に別に定めるところにより日常生活用具の支給を受けている者は、改正後の船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則の規定により日常生活用具の支給を受けている者とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に別に定めるところによりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成26年7月8日規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号ウ及び別表第4自立生活支援用具の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1排泄管理支援用具の項、別表第2排泄管理支援用具の項及び別表第3排泄管理支援用具の項の規定は、平成26年10月1日以後の決定に係る日常生活用具費について適用し、同日前の決定に係る日常生活用具費については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月28日規則第154号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。



## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月30日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成30年8月31日規則第85号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則の規定は、平成30年9月1日以後の申請に係る日常生活用具費について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和2年8月25日規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第1項第2号イの改正規定（「(同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。))の規定により当該市町村民税が課されないこととなるとき及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなるときを含む。)」を削る部分に限る。)及び次項の規定 公布の日

(2) 第1号様式の改正規定及び附則第4項の規定 令和3年7月1日

(経過措置)

- 2 この規則(前項第1号に規定する改正規定に限る。)による改正後の第5条第1項第2号イの規定は、令和3年7月1日以後の申請に係る日常生活用具費について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

- 4 附則第1項第2号に規定する改正規定の施行の際現に調製されている用紙は、当分の

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年9月30日規則第93号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則の規定は、令和3年10月1日以後の申請に係る日常生活用具費について適用し、同日前の申請に係る日常生活用具費については、なお従前の例による。

別表第1

（平18規則104・全改、平24規則152・平26規則80・平28規則13・平29規則38・令2規則98・令3規則40・令3規則93・一部改正）

種目	耐用年数	基準額	受給資格		
			障害及び程度	その他	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8年	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	特殊マット	5年	19,600円	下肢又は体幹機能障害1級	常時介護を要する者であること。
	特殊尿器	5年	67,000円		
	入浴担架	5年	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上	入浴に当たって家族等他人の介助を要する者であること。
	体位変換器	5年	15,000円		下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者であること。
	移動用リフト	4年	159,000円		
自立生活支援用具	入浴補助用具	8年	90,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上	入浴に介助を必要とする者であること。
	便器	8年	4,450円	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	便器用手すり	8年	5,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	歩行補助つえ（T字状・棒状）	3年	3,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	
	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	家庭内の移動等において介助を必要とする者であること。
	頭部保護帽	3年	12,160円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害により頻繁に転倒する者	
	特殊便器	8年	151,200円	上肢障害2級以上	
	火災警報器	8年	15,500円	障害等級2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

	自動消火器	8年	28,700円	手帳所持者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	電磁調理器	6年	41,000円	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	7,000円	視覚障害2級以上	
	聴覚障害者用屋内信号装置	10年	87,400円	聴覚障害2級以上	聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5年	51,500円	腎臓機能障害3級以上	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者であること。
	ネブライザー	5年	36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度	必要があると認められる者であること。
	電気式たん吸引器	5年	56,400円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度	必要があると認められる者であること。
	足踏式・手動式たん吸引器	5年	12,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度	必要があると認められる者であること。
	酸素ボンベ運搬車	10年	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	
	視覚障害者用体温計(音声式)	5年	9,000円	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	視覚障害者用体重計	5年	18,000円		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	音声機能若しくは言語機能の障害又は肢体不自由かつ発声・発語の著しい障害	
	パソコン周辺機器	5年	100,000円	上肢障害2級以上	インテリキー、ジョイスティック等
	パソコンソフト	5年	100,000円	視覚障害2級以上	アプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画音声化ソフト等
	点字ディスプレイ	6年	383,500円	視覚障害2級以上	必要があると認められる者であること。
	点字器	7年	標準型 10,400円	視覚障害者	
	5年	携帯型 7,200円			

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

点字タイプライター	5年	63,100円	視覚障害2級以上	就労若しくは就学し、又は就労が見込まれる者であること。
視覚障害者用ポータブルレコーダー	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	視覚障害2級以上	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	6年	99,800円	視覚障害2級以上	
視覚障害者用読書器	8年	198,000円	視覚障害者	本装置により文字等を読むことが可能になる者であること。
視覚障害者用時計	10年	音声式 13,300円 触読式 10,300円	視覚障害2級以上	
聴覚障害者用通信装置	5年	71,000円	聴覚障害又は発声・発語の著しい障害	意志伝達、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者であること。
聴覚障害者用情報受信装置	6年	88,900円	聴覚障害	本装置によりテレビの視聴が可能となる者であること。
人工喉頭	4年	笛式 5,000円	喉頭摘出者	
	5年	電動式 70,100円		
		人工鼻（発声機能を補助する用具） 月額 23,760円		
視覚障害者用図書		点字図書 一般 図書との差額	視覚障害者	別に定める。
		大活字図書 年 額60,000円		大活字により文字等を読むことが可能になる者であること。
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	5年	29,000円	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
排泄管理支	ストマ装具	ストマ装具（消化器系） 月額 8,860円 ストマ装具（尿路系） 月額	ストマ造設者	

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

援用具			11,640円		
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸装具、サ ラシ、ガーゼ 等衛生用品)		月額12,000円	高度の排便機能障害者 若しくは排尿機能障害 者又は脳原性運動機能 障害等を有し、かつ、 意思表示が困難な者	別に定める。
	収尿器	1年	8,500円	脊髄損傷等により排尿 障害のある者	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000円	下肢又は体幹機能障害 又は乳幼児期以前の非 進行性脳病変による運 動機能障害(移動機能 障害に限る。)を有す る身体障害者で、障害 等級3級以上	別に定める。

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第2

(平18規則104・全改、平24規則152・平26規則80・平29規則38・令2規則98・令3規則40・令3規則93・一部改正)

種目	耐用年数	基準額	受給資格		
			障害及び程度	その他	
介護・訓練	特殊マット	5年	19,600円	下肢又は体幹機能障害 2級以上 重度又は最重度	3歳以上の者であること。
練支援用具	特殊尿器	5年	67,000円	下肢又は体幹機能障害 1級	常時介護を要する学齢児以上の者であること。
	入浴担架	5年	82,400円	下肢又は体幹機能障害 2級以上	入浴に介護を要する3歳以上の者であること。
	体位変換器	5年	15,000円		下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する学齢児以上の者であること。
	移動用リフト	4年	159,000円		3歳以上の者であること。
	訓練いす	5年	33,100円		
	訓練用ベッド	8年	159,200円		学齢児以上の者であること。
自立生活	入浴補助用具	8年	90,000円	下肢又は体幹機能障害	入浴に介助を要する3歳以上の者であること。
	便器	8年	4,450円	下肢又は体幹機能障害 2級以上	学齢児以上の者であること。

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

支援用具	歩行補助つえ（T字状・棒状）	3年	3,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	3歳以上の者であること。
	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者であること。
	頭部保護帽	3年	12,160円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害・てんかんの発作等により頻繁に転倒する障害者	
	特殊便器	8年	151,200円	上肢障害2級以上 重度又は最重度	学齢児以上の者であること。重度障害者は訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であること。
	火災警報器	8年	15,500円	身体障害2級以上 重度又は最重度	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	自動消火器	8年	28,700円	手帳所持者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	電磁調理器	6年	41,000円	重度又は最重度	18歳以上の者であること。
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	7,000円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であること。
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5年	51,500円	腎臓機能障害3級以上	3歳以上の者であること。
	ネブライザー	5年	36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度	必要があると認められる者であること。
	電気式たん吸引器	5年	56,400円		
	足踏式・手動式たん吸引器	5年	12,000円		
	視覚障害者用体温計（音声式）	5年	9,000円	視覚障害2級以上	単身世帯又はこれに準ずる世帯で学齢児以上の者であること。
情報・意思疎通支援	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	音声機能若しくは言語機能の障害又は肢体不自由かつ発声・発語の著しい障害	学齢児以上の者であること。
	パソコン周辺機器	5年	100,000円	上肢障害2級以上	学齢児以上の者であること。 インテリキー、ジョイスティック等

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

用具	パソコンソフト	5年	100,000円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であること。 アプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画音声化ソフト等
	点字ディスプレイ	6年	383,500円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者のうち、必要があると認められるものであること。
	点字器	7年	標準型 10,400円	視覚障害者	学齢児以上の者であること。
		5年	携帯型 7,200円		
	点字タイプライター	5年	63,100円	視覚障害2級以上	就労若しくは就学し、又は就労が見込まれる者であること。
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であること。
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	6年	99,800円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であること。
	視覚障害者用読書器	8年	198,000円	視覚障害者	本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者であること。
	視覚障害者用時計	10年	音声式 13,300円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であること。
			触読式 10,300円		
	聴覚障害者用通信装置	5年	71,000円	聴覚障害又は発声・発語の著しい障害	意志伝達、緊急連絡等の手段として必要があると認められる学齢児以上の者であること。
	聴覚障害者用情報受信装置	6年	88,900円	聴覚障害	本装置によりテレビの視聴が可能となる者であること。
	人工喉頭	4年	笛式 5,000円	喉頭摘出者	
		5年	電動式 70,100円		
		人工鼻（発声機能を補助する用具） 月額 23,760円			
視覚障害者		点字図書 一般	視覚障害者	別に定める。	

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

	用図書		図書との差額 大活字図書 年 額60,000円		大活字により文字等を読む ことが可能になる者である こと。
	視覚障害者 用地上デジ タル放送対 応ラジオ	5年	29,000円	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又は これに準ずる世帯
排泄 管理 支援 用具	ストマ装具		ストマ装具（消 化器系） 月額 8,860円 ストマ装具（尿 路系） 月額 11,640円	ストマ造設者	
	紙おむつ等 （紙おむつ、 洗腸装具、サ ラシ、ガーゼ 等衛生用品）		月額12,000円	高度の排便機能障害者 若しくは排尿機能障害 者又は脳原性運動機能 障害等を有し、かつ、 意思表示が困難な者	別に定める。
	収尿器	1年	8,500円	脊髄損傷等により排尿 障害のある者	
住宅 改修 費	居宅生活動 作補助用具		200,000円	下肢又は体幹機能障害 又は乳幼児期以前の非 進行性脳病変による運 動機能障害（移動機能 障害に限る）を有する 学齢児以上の身体障害 児で、障害等級3級以上	別に定める。

別表第3

(平18規則104・全改、平24規則152・平26規則80・平29規則38・令2規則98・  
令3規則40・令3規則93・一部改正)

種目	耐用 年数	基準額	受給資格		
			障害及び程度	その他	
介 護 ・ 訓 練	歩行補助つ え（T字状・ 棒状）	3年	3,000円	平衡機能又は下肢若し くは体幹機能障害	3歳以上の者であること。
支 援 用 具	頭部保護帽	3年	12,160円	平衡機能又は下肢若し くは体幹機能障害・て んかんの発作等により 頻繁に転倒する障害者	
	歩行時間延 長信号機用 小型送信機	10年	7,000円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であるこ と。
情	携帯用会話	5年	98,800円	音声機能若しくは言語	学齢児以上の者であるこ



船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

報 ・意 思疎 通支 援用 具	補助装置			機能の障害又は肢体不 自由かつ発声・発語の 著しい障害	と。
情 報 ・意 思疎 通支 援用 具	視覚障害者 用ポータブ ルレコーダ ー	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であるこ と。
	視覚障害者 用時計	10年	音声式 13,300 円 触読式 10,300 円	視覚障害2級以上	学齢児以上の者であるこ と。
	人工喉頭	4年	笛式 5,000円	喉頭摘出者	
		5年	電動式 70,100 円		
			人工鼻（発声機 能を補助する用 具） 月額 23,760円		
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ装具		ストマ装具（消 化器系） 月額 8,860円 ストマ装具（尿 路系） 月額 11,640円	ストマ造設者	
	紙おむつ等 （紙おむつ、 洗腸装具、サ ラシ、ガーゼ 等衛生用品）		月額12,000円	高度の排便機能障害者 若しくは排尿機能障害 者又は脳原性運動機能 障害等を有し、かつ、 意思表示が困難な者	別に定める。
	収尿器	1年	8,500円	脊髄損傷等により排尿 障害のある者	

別表第4

（平25規則49・追加、平26規則80・令3規則40・一部改正）

種目	耐用年数	基準額	受給資格		
			障害及び程度	その他	
介 護 ・訓	特殊寝台	8年	154,000円	寝たきりの状態にある 者	
	特殊マット	5年	19,600円	寝たきりの状態にある	

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

練 支 援 用 具	特殊尿器	5年	67,000円	者 自力で排尿できない者	
	体位変換器	5年	15,000円	寝たきりの状態にある者	
	移動用リフト	4年	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	
	訓練用ベッド	8年	159,200円	下肢又は体幹機能に障害のある者	
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	8年	90,000円	入浴に介助を要する者	
	便器	8年	4,450円	常時介護を要する者	
	便器用手すり	8年	5,400円	常時介護を要する者	
	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	下肢が不自由な者	
	特殊便器	8年	151,200円	上肢機能に障害のある者	
	自動消火器	8年	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	ネブライザー	5年	36,000円	呼吸器機能に障害のある者	
	電気式たん吸引器	5年	56,400円	呼吸器機能に障害のある者	
	足踏式・手動式たん吸引器	5年	12,000円	呼吸器機能に障害のある者	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	5年	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	
住 宅 改 修 費	居室生活動作補助用具		200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	別に定める。

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第1号様式

年 月 日

## 船橋市障害者等日常生活用具費支給申請書

船橋市長 あて

住所  
氏名  
個人番号  
電話番号

日常生活用具費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対 象 者	氏 名	個人番号	生年月日	
	居 住 地			
	身体障害者手帳		番号	
	障 害 名		等級	種 級
	療 育 手 帳		程度	
	精神保健福祉手帳		等級	
	難病等の疾患名			
購入する用具の名称		希望する 型 式 等		
希 望 す る 業 者 名				
16歳以上19歳未満の 扶養親族の数				
備 考				

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第2号様式

## 船橋市障害者等日常生活用具費支給可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1 支給します。

決定番号		決定年月日	
対象者	氏名	生年月日	
	居住地		
購入する用具			
用具の購入に要する費用	円	補助額	円
業者	名称	住所	

2 支給しません。

理由

この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第3号様式

日常生活用具費支給券

支給番号	第 号	支給券発行年月日	
対象者	氏名	生年月日	
	居住地		
申請者氏名		対象者との続柄	
購入する用具	価 格	補 助 額	
	円	円	
業 者	名称	住所	
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		
	業者の公費支払請求期限		
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
船橋市長			印
受領	受領年月日	年月日	受領者氏名
			対象者との続柄
備考			

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第4号様式

## 船橋市障害者等日常生活用具利用者負担額減免申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
申請者  
氏名

障害者等日常生活用具利用者負担額の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

対象者	氏名		生年月日	
	居住地			
	身体障害者手帳	番号		
		等級		
		障害名		
	療育手帳	番号		
		程度		
精神保健福祉手帳	番号			
	等級			
	難病等の疾患名			
購入する用具の名称				
希望する業者名				
申請の理由				

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第5号様式

船橋市障害者等日常生活用具利用者負担額減免可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった障害者等日常生活用具利用者負担額の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 減免します。  
減免決定額
- 2 減免しません。  
理由

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第6号様式

## 船橋市障害者等日常生活用具費支給請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名



年 月 日付けで決定のあった日常生活用具費の支給を下記のとおり請求  
します。

記

請求額

円

振 込 先	銀行		支店
	普通・当座	口座番号	
	ふりがな		
	名義人氏名		



# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第7号様式

船橋市障害者等日常生活用具費代理受領申出書

年 月 日

船橋市長 あて

業 者  
代 表 者  
住 所  
電 話 番 号

下記の遵守事項を確約し、日常生活用具費の支給について代理受領を申し出ます。

## 記

- 1 利用者負担額を支給決定を受けた者から受領し、日常生活用具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付します。
- 2 日常生活用具引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的若しくは病理的变化により生じた不適合又は目的外使用若しくは取扱い不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9月以内に生じた破損又は不適合は、責任をもって改善します。

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第8号様式

船橋市障害者等日常生活用具費代理受領承諾・不承諾決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申出のあった障害者等日常生活用具費の代理受領について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承諾します。

事業所名	
事業の種類	

2 承諾しません。

理由

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第9号様式

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

委任者 住所  
氏名 ㊟

下記の者を代理人として、 年 月 日付け第 号により支給の決定を受けた船橋市障害者等日常生活用具費の請求及び受領に関する一切の権限を委任いたします。

受任者 日常生活用具納入業者  
代 表 者  
住 所  
電話番号

# 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

第10号様式

船橋市障害者等日常生活用具費代理受領に係る請求書

年 月 日

船橋市長 あて

請求事業者 所在地  
電話番号  
名称  
職・氏名

下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

## 船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則

### 第1号様式

(平18規則104・全改、平24規則152・平25規則49・平27規則154・平29規則38・平30規則85・令3規則40・一部改正)

### 第2号様式

(平18規則104・全改、平20規則94・平28規則13・一部改正)

### 第3号様式

(平18規則104・全改、平20規則4・令3規則40・一部改正)

### 第4号様式

(平24規則2・追加、平25規則49・一部改正)

### 第5号様式

(平24規則2・追加、平28規則13・一部改正)

### 第6号様式

(平18規則104・追加、平24規則2・旧第4号様式繰下)

### 第7号様式

(平18規則104・追加、平24規則2・旧第5号様式繰下)

### 第8号様式

(平18規則104・追加、平20規則94・一部改正、平24規則2・旧第6号様式繰下)

### 第9号様式

(平18規則104・追加、平24規則2・旧第7号様式繰下)

### 第10号様式

(平18規則104・追加、平24規則2・旧第8号様式繰下)